

化粧訓練士・認定化粧訓練士活動細則

一般社団法人日本ケアメイク協会

第1条（目的）

本規定は、化粧訓練士・認定化粧訓練士認定規定第2条に基づき、化粧訓練士及び認定化粧訓練士の活動の詳細を定め、もって化粧訓練士及び認定化粧訓練士の適正な活動を確保することを目的とする。

第2条（登録）

一般社団法人日本ケアメイク協会（以下、「本協会」という。）は、化粧訓練士及び認定化粧訓練士の氏名及び所属を登録原簿に登録し、本協会ホームページ上に都道府県名および氏名を掲載する。

- 2 本協会は、化粧訓練士及び認定化粧訓練士が希望した場合、レッスンを希望する視覚障害者のみが閲覧できるウェブサイトにて当該化粧訓練士又は認定化粧訓練士の情報を登録する。ただし、視覚障害者がレッスンを希望した場合にこれに対応することができない者、化粧訓練士又は認定化粧訓練士の資格要件を満たしていない者はこの登録をすることができない。

第3条（主義の指導）

ブラインドメイクの手技の指導は、本協会が認定した化粧訓練士及び認定化粧訓練士でなければ行うことができない。

- 2 通常のブラインドメイクにおいては、当事者の希望により、ベースメイク（洗顔、スキンケア、ファンデーション、口紅、チーク）、アイメイク、アイブロウ、ビューラー、マスカラの指導を行う。
- 3 健康保険を利用して行うレッスン（ロービジョン検査診断料D270-2、特定疾患治療管理料7、難病外来指導管理料を利用したレッスン）では、原則としてベースメイク、口紅、チークのみを行い、アイメイク（マスカラ、アイシャドウ、アイブロウ）は行なわないものとする。ただし、患者が、アイメイクを習得するためには繰り返しレッスンを受けることが必要であることを理解したうえでなお強く希望する場合には、アイメイクのレッスンも行うことができる。なお、この場合、化粧訓練士及び認定化粧訓練士は、当該患者に対し、本協会の個別レッスンの受講も併せて紹介することが望ましい。
- 4 ブラインドメイクの説明会ないし体験会では原則としてベースメイク、口紅、チークのみを行い、アイメイク（マスカラ、アイシャドウ、アイブロウ）は行なわないものとする。ただし、参加者が、アイメイクを習得するためには繰り返しレッスンを受けることが必要であることを理解したうえでなお強く希望する場合には、アイメイク

のレッスンも行うことができる。なお、この場合、化粧訓練士及び認定化粧訓練士は、参加者に対し、本協会の個別レッスンの受講も併せて紹介することが望ましい。

第4条（標準的なレッスン料金）

個人を対象としたブラインドメイクレッスンの料金は以下各号に定める金額を標準とする。

- (1) 対面レッスン 1時間 5,000円（税込み）＋交通費＋場所代 1回2時間まで
 - (2) オンラインレッスン 30分 2,500円（税込み） 1回1時間まで
- 2 複数人を対象にブラインドメイクの体験会や説明会を行う際の講師料は、1時間5,000円（税込み）を標準とする。ただし、主催者側に講師料等の規定があればそれに従うものとする。また、化粧訓練士又は認定化粧訓練士が主催するブラインドメイクの説明会ないし体験会については、その判断により、講師料を無料とすることもできる。
- 3 その他、ブラインドメイクの料金に関して疑問等がある場合には本協会に相談するものとする。

第5条（講演会又は講習会への出演等）

化粧訓練士及び認定化粧訓練士は、外部機関ないし団体等の主催する講演会又は講習会においてブラインドメイクに関する講演等を行う場合には、事前に講演又は講習の概要を本協会に申告し了承を得なければならない。

第6条（動画の公開等）

化粧訓練士及び認定化粧訓練士は、本協会が特に認めた場合を除き、自身又は他の化粧訓練士及び認定化粧訓練士がケアメイクの手技を指導している様子を動画投稿サイト等に公開してはならない。

第7条（化粧訓練士及び認定化粧訓練士の禁止事項）

化粧訓練士及び認定化粧訓練士は、その業務の遂行にあたり、その地位を利用して当事者からレッスン料以外に金銭、物品、供応など利益を受け、又はこれを要求、約束し若しくはこれらの行為の仲介をしてはならない。

- 2 化粧訓練士及び認定化粧訓練士は、当事者に対し、宗教的・政治的勧誘をしてはならない。
- 3 化粧訓練士及び認定化粧訓練士は、その活動を通じて知った当事者ないし当事者の家族等の関係者の個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。

第8条（名称の使用）

「ブラインドメイク」及び「化粧訓練士」は商標登録されており、化粧訓練士、認定化粧訓練士以外の者はこれらの商標を使用し、本協会、化粧訓練士及び認定化粧訓練士と同種の活動を行ってはならない。

第9条（第三者との紛争）

化粧訓練士及び認定化粧訓練士は、その活動に関して、レッスン対象者である視覚障害者その他の第三者との間に紛争が生じた場合又はそのおそれがある場合には、遅滞なく本協会に通知するものとし、損害賠償、裁判費用、弁護士費用等その名目のいかなを問わず本協会に金銭的負担が一切生じることがないように自らの責任と費用負担においてその解決を図るものとする。

附 則

本規定は2022年8月5日より施行する。

2023年5月26日、一部改正。

2024年3月26日、一部改正。